

	号外	定価 1部 2円	知事あて「大型ハガキ署名」実施中。職場全体での取り組みをお願いします。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内	

13 確定闘争情報 - ⑤

50歳台後半層昇給抑制
12月議会への強行提案

回避できる可能性

11.5の大衆行動は解除

県地方公務員共闘会議（議長：豊巻浩也・岩教組委員長）は25日、去る21日に提出した要求書への回答を求め、大槻人事課総括課長と交渉を行った。

重点課題の一つである「50歳台後半層の昇給抑制の阻止」について、交渉団から拙速な実施をすべきでないとの求めたのに対し、大槻課長は「他県の動向を踏まえない」との考えを強調した。このため地公共闘は、12月議会への強行提案回避の可能性が高いと判断し、次回11月5日の交渉時に配置を想定していた総決起集会及び県庁座り込み行動を解除し、今後の交渉における確実な回答の引き出しに取り組みを集中することを確認した。（交渉経過は以下のとおり）

大衆行動配置は解除となっても、交渉強化のためには組合員による押し上げが重要だ。知事あて「大型ハガキ」への多くの署名と、一言要求欄を通じて職場要求を訴えていく取り組みを確実に実践しよう。

50歳台後半層の昇給抑制 ⇒ 昨年の勧告事項であり尊重が基本だが、他県の動向を踏まえない

《地公共闘》昨年来、特定の年代比較が不当だと問題を指摘してきた。抑制すべきでない。

【大槻課長】昨年の勧告では「世代間の給与配分を適正化する観点から人事院勧告に準じた措置を講ずることが適当」とされており、この人事委員会勧告に沿って検討を進めていく。

《地公共闘》この制度の問題のほか、任命権者ごとに抱えるそもそもの昇給上の弊害（県職労で言えば、55歳前に最高号給に到達する課題等）の解消が優先だとも指摘してきた。対策は？

【大槻課長】ご指摘の課題は理解しており、任命権者ごとに引き続き取り組んでいきたい。

《地公共闘》様々な課題を放置したまま12月議会へ拙速に提案すべきではない。

【大槻課長】国においては本年6月に給与法を改正したが、他県の動向も踏まえつつ、検討する必要があると考えているところ。

《地公共闘》12月議会への拙速な条例提案をすべきでない。

【大槻課長】他県の動きを十分見させていただき、検討したい。

現 給保障廃止

⇒ 人事委員会の報告を尊重し他県の動向も注視する

《地公共闘》本来期限を定めない保障として設けられたもの。最後の一人まで継続すべき。

【大槻課長】一昨年から報告で触れられているが、今回は「2015年3月末の廃止が適当」と言及されている。これまでも申し上げているが、人事委員会の勧告・報告を最大限尊重することが基本だと考えており、他県等の動向も注視しつつ検討を続けていく必要がある。

《地公共闘》2015年4月時点での現給保障適用者はどの程度か。どの年齢層がピークか。

【大槻課長】今年度末で廃止する国家公務員の適用者の割合は10%程度と聞いている。人事委員会が「本県の割合の推移を考慮すれば…」と報告していることを考慮すれば、廃止時点では同様の水準と見込んでいると思われる。また、55歳以上の職員が全体の4分の3を占めており、ここ数年がピークになるとみている。

《地公共闘》ここ数年がピークであればこそ、機械的に廃止するのではなく、最後の一人まで支給する仕組みとすべき。再考を求める。



21日に提出した要求書への回答を求める交渉団（奥）

通 勤手当

⇒ 人事委は「改定の必要なし」と報告。手当改定は勧告が前提と考えている。

《地公共闘》ガソリン価格が高騰し、平均価格では前回の手当改善時の参考とした2008年の水準を超えている。通勤手当の改善を求める。

【大槻課長】条例改正を要する事項については、人事委員会の勧告を受けて行うことが基本と考えている。人事委員会は「2008年の報告において手当改定の必要性について触れたときの状況には至っていない」と判断している旨承知している。

《地公共闘》当時と違い高止まりが続いている。自己負担を強いるべきではない。通勤手当の改善については、今後も求めていくので検討されたい。

夏 季休暇

⇒ 課題認識は持っている。人事委員会とも議論、協議を続けていく

《地公共闘》給与削減交渉時にも、勤務意欲改善策の一つとして求めてきた。検討状況は？

【大槻課長】復興を着実に推進していくため、原動力となる職員の健康保持は大切と考える。

《地公共闘》本県は4日だが、同様に4日以下の県はどの程度あるのか。

【大槻課長】3日なのは7道県。本県と同じく4日なのは6府県。課題認識は持っており、どういった改善ができるか、人事委員会とも議論、協議を続けていきたいと考えている。